

米海事局、紅海・ペルシャ湾・西インド洋の治安警告を更新

2022年3月22日更新

こちらは、英文記事「[US MARAD updates its security warning for the Red Sea, Persian Gulf, and Western Indian Ocean region.](#)」（2022年3月22日付更新）の和訳です。

地域紛争や活発化する軍事活動、政治的緊張の高まりによって、表題の海域を航行する商船が脅威にさらされています。



2022年2月28日、米海事局

(MARAD) は、ペルシャ湾、ホルムズ海峡、オマーン湾、アラビア海、アデン湾、バブ・エル・マンデブ海峡、紅海、西インド洋を航行する米国船籍の商船に対し、新たな勧告 (2022-03) を発出しました。地域紛争や活発化する軍事活動、政治的緊張の高まりによって、同海域を航行する商船が引き続き脅威にさらされていることを警告する内容となっており、脅威の発生源が、無人航空機 (UAV) や吸着機雷、爆発物を搭載したボート、海賊や武装強盗など多岐にわたる可能性も指摘しています。さらに、同海域を航行する船舶は警戒を怠った場合、GPS 干渉や AIS スプーフィング (なりすまし)、船舶間通信のスプーフィングなど、航海や通信を妨害される可能性もあるとしています。GPS 干渉や AIS スプーフィングについては、MARAD の勧告 (2022-05) もご参照ください。

2022年に入ってから、MARAD から紅海、ペルシャ湾、西インド洋海域の[海事アラート](#)の発行はありませんが、2021年には、同海域を航海中の商船が巻き込まれた治安事件について、7件の報告がありました。1件は、ペルシャ湾を航行中の船舶の船体に機雷が設置されていたというものです。爆発事件に関する報告もあります。オマーン湾を航行中の船舶の喫水線付近で発生した事件が1件、アラビア海を航行中の船舶上で発生した事件が2件です。事件に巻き込まれた船舶について、MARAD は、一部の船舶は特定の国や個人、企業と関係があったために意図的に狙われた可能性もあるとする一方、判断ミスや誤認による可能性もあり、無関係な船舶にも攻撃が及びかねないとも強調しています。さらに、イエメンでの紛争によって、紅海、バブ・エル・マンデブ海峡、アデン湾を航行する船舶が引き続き直接・間接的なリスクにさらされているほか、アデン湾、アラビア海西部、西インド洋で海賊が脅威をもたらしているとも強調しています。

推奨事項

MARAD は同海域を航行する船舶に対し、安全対策の見直しを行い、AIS を常時オンにしておくこと（特別な状況は除く。SOLAS 条約に従う）、および VHF チャンネル 16 を聴守することを呼びかけるとともに、以下のガイダンスを出しています。

- 航海前のリスク評価を実施し、適切な防御対策を本船の警備計画の中に盛り込むこと。
- 業界向けに発行されている以下のガイダンスを参考にすること。
 - [紅海・アデン湾・インド洋・アラビア海での海賊防止および海上安全保障強化のためのベストマネジメントプラクティス（Best Management Practices to Deter Piracy and Enhance Maritime Security in the Red Sea, Gulf of Aden, Indian Ocean and Arabian Sea）](#)（BMP5）
 - ボルチック国際海運協議会（BIMCO）、国際海運会議所（ICS）、国際独立タンカー船主協会（Intertanko）、国際乾貨物船主協会（Intercargo）、石油会社国際海事評議会（OCIMF）発表の[リスク緩和推奨策](#)（2021年1月）
 - 国際海洋安全保障構成体（IMSC）の[ブリッジレファレンスカード](#)
- 錨泊中、または操船が制限されるような環境や低速で航行しているときは、常に警戒を怠らないこと。喫水線に注意を払い、泳いで近づいてくる人間や小型船などがいないか不審な行動に目を配ること。
- イエメン国内の港への入港やその付近を航行することは避け、イエメン領海や紅海のサウジアラビア領海に入域する場合は、監視を強化すること。
- BMP5 に基づき、英国海軍商船隊司令部（UKMTO）との連絡体制を確立し、連絡を継続すること。また、事故や不審な活動が起きた場合は直ちに報告すること。
- 連合海軍からの VHF の呼び出しにはすべて応答すること。

MARAD 同様、[国際海事局海賊情報センター（IMB Piracy Reporting Centre \[PRC\]）](#) も船長・船主に対し、BMP5 の手順に基づき本船の登録・報告を行い、[インド洋海賊行為ハイリスク海域（HRA）](#) に入域する前に警備体制を強化しておくよう推奨しています。同海域を航行する際は、目視とレーダーによる 24 時間の監視が不可欠です。同海域向けに出されている警告・警報を念頭に置いておけば、接近してくるボートを早期に発見した場合に正確な判断ができるようになり、船長や民間武装警備員（PCASP）が、小型船やダウ船、漁船を避けるために十分な情報を得たうえで決定を下し、必要に応じて回避行動を取ったり、応援を要請したりできるようになります。また、IMB PRC は船長に対し、同海域の漁師は網を守るためなら商船に過度に接近することも厭わず、中には捕獲した魚を守るために武装している場合もあると注意喚起をしており、海賊と混同しないよう注意が必要です。

その他の情報やアドバイスについては、Gard の Hot topics のページ「[海上での海賊行為と武装強盗](#)」、[「イエメン- 港湾の状況について」](#)でもご確認ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。